

昭和52年8月10日

各 通 商 産 業 局 商 工 部 長  
( 沖 縄 総 合 事 務 局 通 商 産 業 部 長 )  
各 織 維 製 品 検 査 所 長  
各 都 道 府 県 知 事  
製 品 安 全 協 会 理 事 長

） 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

消費生活用製品安全法の規制の対象となら  
ないロープの表示について

上記の件について、別添写のとおり関係業界を指導したので、お知らせします。  
なお、都道府県が行う立入検査で、本指導に沿った表示がされていない製品が  
販売されている事実を発見した場合には、販売業者に対し、製造事業者、輸入事  
業者からラベル及び下げ札をとり寄せ、添付してから販売するよう指導して下さ  
い。

昭和52年8月10日

製造事業者  
輸入事業者 ) 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

消費生活用製品安全法の規制の対象となら  
ないロープの表示について

消費生活用製品安全法第2条第2項に基づき特定製品として指定されている登山用ロープ(身体確保用のものに限る。)以外のロープを販売しようとする場合であって、外観上当該ロープと登山用ロープ(身体確保用のものに限る。)との識別が困難なものについては、身体確保用には使用しない旨をロープの末端部に容易に脱落又は消えない方法で表示するとともに、中央部に下け札をもって表示して下さい。

昭和52年8月10日

関係団体殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

消費生活用製品安全法の規制の対象とならな  
いロープの表示について

上記の件について別添写のとおり関係事業者あて通知したので、ご協力下  
さいますようお願いいたします。